

# 確認検査業務手数料

(令和7年4月1日施行)

(赤字部分:令和7年8月1日施行予定)

〔表第1〕 建築物に関する確認申請手数料【非課税】

| 床面積の合計   | 物件種別          | 手数料の額    |
|--|---------------|----------|
| 100 m <sup>2</sup> 以内                            | 法第6条の4該当(特例有) | 20,000 円 |
|  | その他(特例無)      | 34,000 円 |
| 100 m <sup>2</sup> を超えて<br>200 m <sup>2</sup> 以内 | 法第6条の4該当(特例有) | 30,000 円 |
|  | その他(特例無)      | 51,000 円 |
| 200 m <sup>2</sup> を超えて<br>300 m <sup>2</sup> 以内 | 法第6条の4該当(特例有) | 40,000 円 |
|  | その他(特例無)      | 68,000 円 |

※床面積の合計は、申請部分の床面積の合計とする。

※計画変更の場合は、申請部分の床面積の合計に応じた上表の額の2分の1(千円未満は切り捨てる)とする。

※建築物を移転し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合の手数料は、個別に積算する。

※法第56条第7項の天空率審査を要する物件については、20,000円を加算する。

※法第20条に係る既存不適格緩和適用審査を要する物件については、10,000円を加算する。

※構造計算を行った構造強度に係る審査を要する物件については、10,000円を加算する。

※住宅で建築物省エネルギー性能適合性確認を仕様基準のみで行っている場合の加算額は、一戸建ての住宅については14,000円とし、長屋や共同住宅等一戸建ての住宅以外の住宅については個別に積算する。

※申請棟が複数で、床面積の合計が300 m<sup>2</sup>を超える場合は、超える床面積の数値に該当する欄の額を加算する。

※増築工事に係る申請において、既存部分の審査が多岐にわたる等手数料の加算を要する場合は、個別に積算します。

〔表第2〕 建築物に関する中間検査申請手数料【非課税】

| 床面積の合計   | 物件種別          | 手数料の額    |          |
|--|---------------|----------|----------|
|  |               | センター確認物件 | 他機関確認物件  |
| 100 m <sup>2</sup> 以内                            | 法第6条の4該当(特例有) | 28,000 円 | 34,000 円 |
|  | その他(特例無)      | 35,000 円 | 44,000 円 |
| 100 m <sup>2</sup> を超えて<br>200 m <sup>2</sup> 以内 | 法第6条の4該当(特例有) | 36,000 円 | 46,000 円 |
|  | その他(特例無)      | 45,000 円 | 60,000 円 |
| 200 m <sup>2</sup> を超えて<br>300 m <sup>2</sup> 以内 | 法第6条の4該当(特例有) | 44,000 円 | 57,000 円 |
|  | その他(特例無)      | 55,000 円 | 75,000 円 |

※床面積の合計は、中間検査を行う部分の床面積の合計とする。

※申請棟が複数で、床面積の合計が300 m<sup>2</sup>を超える場合は、超える床面積の数値に該当する欄の額を加算する。

〔表第3〕 建築物に関する完了検査申請手数料【非課税】

| 床面積の合計   | 物件種別          | 手数料の額    |          |
|--|---------------|----------|----------|
|  |               | センター確認物件 | 他機関確認物件  |
| 100 m <sup>2</sup> 以内                            | 法第6条の4該当(特例有) | 28,000 円 | 34,000 円 |
|  | その他(特例無)      | 36,000 円 | 45,000 円 |
| 100 m <sup>2</sup> を超えて<br>200 m <sup>2</sup> 以内 | 法第6条の4該当(特例有) | 36,000 円 | 46,000 円 |
|  | その他(特例無)      | 46,000 円 | 61,000 円 |
| 200 m <sup>2</sup> を超えて<br>300 m <sup>2</sup> 以内 | 法第6条の4該当(特例有) | 44,000 円 | 57,000 円 |
|  | その他(特例無)      | 56,000 円 | 76,000 円 |

※床面積の合計は、次の場合を除き申請部分の床面積の合計とする。

※建築物を移転し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合の手数料は、個別に積算する。

※法第20条に係る既存不適格緩和適用物件については、5,000円を加算する。

※エネルギー消費性能適合性判定を他機関で取得した物件については、10,000円を加算する。

※申請棟が複数で、床面積の合計が300 m<sup>2</sup>を超える場合は、超える床面積の数値に該当する欄の額を加算する。

〔表第4〕 中間検査をセンターで受けた建築物に関する完了検査申請手数料【非課税】

| 床面積の合計   | 物件種別          | 手数料の額    |
|--|---------------|----------|
| 100 m <sup>2</sup> 以内                            | 法第6条の4該当(特例有) | 22,000 円 |
|  | その他(特例無)      | 29,000 円 |
| 100 m <sup>2</sup> を超えて<br>200 m <sup>2</sup> 以内 | 法第6条の4該当(特例有) | 29,000 円 |
|  | その他(特例無)      | 37,000 円 |
| 200 m <sup>2</sup> を超えて<br>300 m <sup>2</sup> 以内 | 法第6条の4該当(特例有) | 35,000 円 |
|  | その他(特例無)      | 45,000 円 |

※床面積の合計は、申請部分の床面積の合計とする。

※申請棟が複数で、床面積の合計が300 m<sup>2</sup>を超える場合は、超える床面積の数値に該当する欄の額を加算する。

〔表第5〕 建築物に関する仮使用認定申請手数料【非課税】

| 床面積の合計                                       | 物件種別     | 手数料の額    |          |
|--|----------|----------|----------|
|  |          | センター確認物件 | 他機関確認物件  |
| 100 m <sup>2</sup> 以内                        | その他(特例無) | 36,000 円 | 54,000 円 |
| 100 m <sup>2</sup> を超えて200 m <sup>2</sup> 以内 | その他(特例無) | 45,000 円 | 67,000 円 |
| 200 m <sup>2</sup> を超えて300 m <sup>2</sup> 以内 | その他(特例無) | 55,000 円 | 82,000 円 |

※床面積の合計は、申請部分の床面積の合計とする。

〔表第6〕 建築設備及び工作物に関する申請手数料【非課税】

| 業務種別 | 物件種別           | 手数料の額    |          |
|------|----------------|----------|----------|
|      |                | 建築設備     | 工作物      |
| 確認申請 | 建築設備の設置、工作物の築造 | 30,000 円 | 30,000 円 |
|      | 確認済証交付後の計画変更   | 15,000 円 | 15,000 円 |
| 完了検査 | 区分なし           | 30,000 円 | 25,000 円 |

※いずれも1基に対する手数料とする。

※他機関確認物件の完了検査手数料は、確認申請手数料の半額(千円未満は切捨)を加算する。